

犯罪の被害にあわれた方へ

～ひとりで悩まずご相談ください～



【犯罪被害者等支援総合案内窓口】

静岡市 市民局 生活安全安心課内

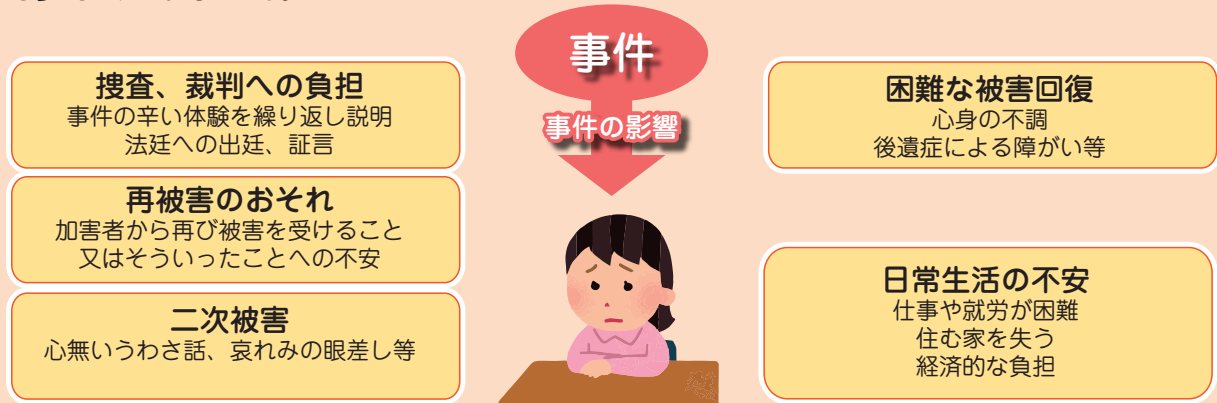
☎054-221-1272

受付時間 月～金(祝・休日を除く)9時～17時

犯罪被害者を取り巻く環境とは

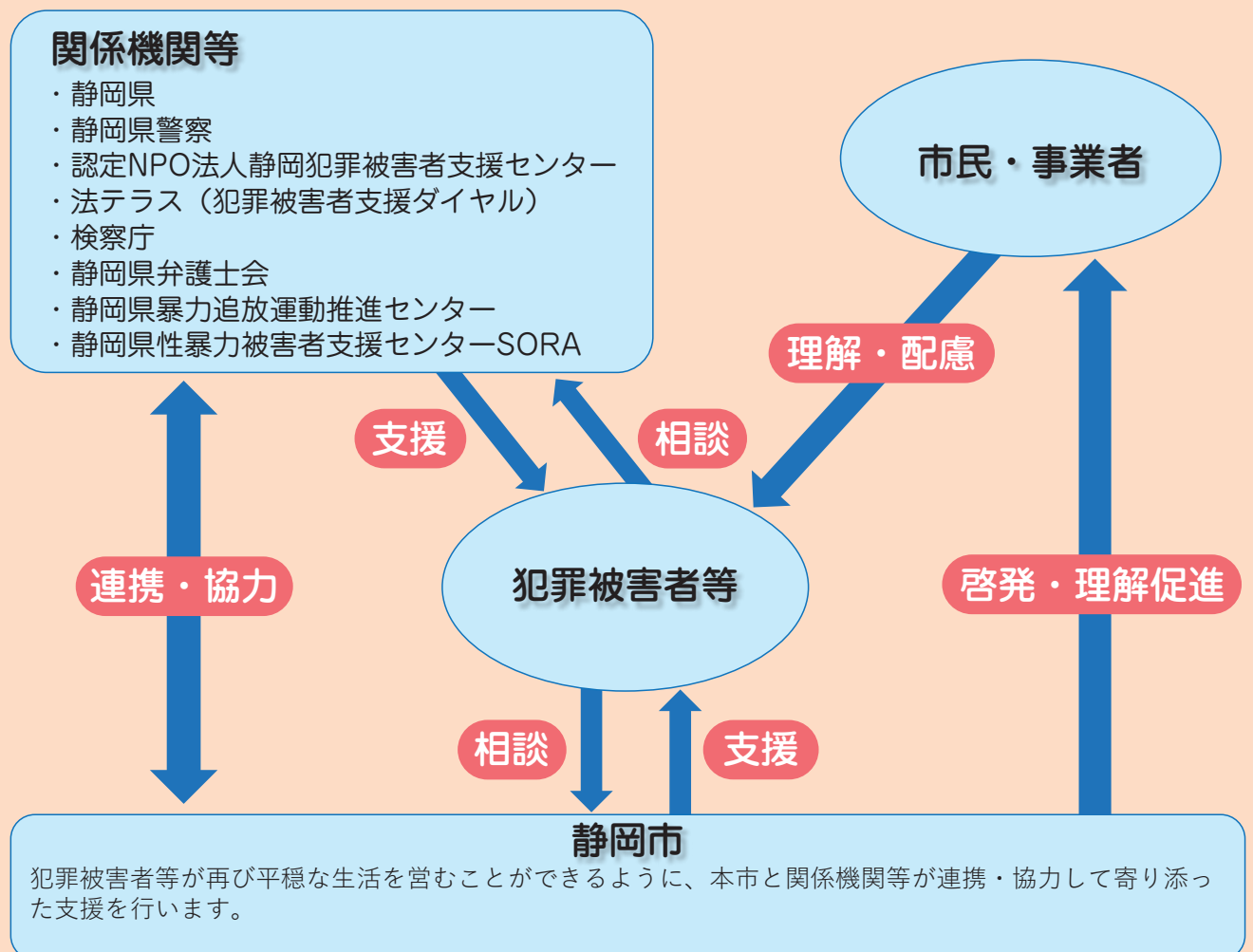
犯罪に遭われた方やその家族、遺族の方(犯罪被害者等)は、犯罪等による直接的な被害を受けることに加え、捜査への協力やけがの治療のほか、様々な行政手続きや裁判への参加など時間的、経済的に負担がかかり、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなります。

また、犯罪に遭われたことで、近所や職場・学校等で心無い言葉をかけられて苦しめる方も少なくありません。



周囲の人は、犯罪被害者等の心情等を理解するよう努め、責めたり、無理に励ましたりすることなどを避け、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。

犯罪被害者等を支えるしくみ



～静岡市犯罪被害者等見舞金等制度のご案内～

犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病被害等にあわれた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金等制度です。

※令和6年4月1日以降に発生した故意の犯罪行為による被害が対象です。

対象要件

被害者が市内居住者であること

※やむを得ない理由により、住民登録がない実質居住を含みます。

対象となる犯罪

人の生命又は身体を害する罪にあたる行為
(殺人、傷害、不同意性交等)

※警察での被害届が受理されていることが必要です。

※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く。

申請期限

犯罪行為が行われた日から1年以内

※上記以外にも必要な条件があります。申請をご希望の場合は、下記の窓口までお問い合わせください。

申請窓口

静岡市 市民局 生活安全安心課 防犯・交通安全係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

☎054-221-1058

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方※2
性犯罪被害見舞金 (不同意性交等)	10万円	性犯罪(不同意性交等)を受けた方
支援金の種類	金額	対象者
日常生活支援金 (家事・配食・介護・保育)	上限10万円	犯罪被害により、家事等を行うことに支障が生じ、家事・配食・介護・保育サービスを利用した方
転居費用支援金	上限20万円	犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居された方

※1 配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養に要する期間が1か月以上と医師に診断された方

静岡市の各種相談窓口

● 犯罪被害についての総合的な案内

市外局番：054)

犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介	犯罪被害者等支援・総合案内窓口 (生活安全安心課)	221-1272 FAX：221-1291	月～金曜日（祝・休日を除く） 9時～17時
----------------------------	------------------------------	--------------------------	--------------------------

● 女性・男性・LGBTQ・DV に関する相談

配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談	各区配偶者暴力 相談支援センター	葵区 駿河区 清水区	221-1274 201-9126 354-2335	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
女性のための総合案内	女性会館（アイセル 21）		248-1234	火・水・金曜日 9時～13時/14時～17時 木曜日 9時～11時/14時～17時 土曜日 9時～13時（祝・休日を除く）
メンズホットライン静岡（男性の悩みに対する電話相談）	男女共同参画・人権政策課		274-0105	第2・第4火曜日（祝・休日除く） 19時～21時
にじいろ電話相談（セクシャリティや性別違和に関する相談）	女性会館（アイセル 21）		248-2216	第2土曜日（祝・休日を除く） 14時～17時
居場所を知られないための住民票閲覧防止等支援措置の相談	各区戸籍住民課	葵区 駿河区 清水区	221-1061 287-8611 354-2126	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分 ※支援措置を受けるには、原則、関係相談機関 の意見が必要です。

● 子どもに関する相談

児童虐待や子どもの発達への悩みなど	児童相談所		275-2871	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
児童虐待の通報			189（いちはやく）	24時間対応
妊娠や出産、子育てに関する様々な相談、ひとり親家庭の支援サービス	各福祉事務所 子育て支援課	葵区 駿河区	221-1096 287-8675	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
母子家庭等の支援		清水区	354-2429	

● 生活に困ったときの相談

就労支援、生活保護の相談	各福祉事務所 生活支援課	葵区 駿河区 清水区	221-1084 287-8654 354-2103	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
--------------	-----------------	------------------	----------------------------------	--------------------------------

● 消費生活に関する相談

消費生活に関するトラブルの相談	消費生活センター（静岡相談窓口・清水相談窓口）	221-1056 (相談専用)	月～金曜日（祝・休日を除く） 9時～16時
-----------------	-------------------------	--------------------	--------------------------

● 交通事故に関する相談

交通事故に関するいろいろな悩みごとについての相談	各区市民相談室	葵区	221-1053	※1（祝・休日を除く）※2 12時～13時を除く
		駿河区	287-8698	第1・第3火曜日※1 9時～17時15分 第2・第4火曜日※1（予約制）※2
		清水区	354-2036	月・水・金曜日※1 8時30分～17時15分※2

住宅に関する問題

市営住宅の申し込みに関する相談	住宅政策課	221-1132	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
-----------------	-------	----------	--------------------------------

● 心の問題の相談

精神保健相談	各福祉事務所 障害者支援課	葵区 駿河区 清水区	221-1589 287-8690 354-2168	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分 ※予約制の精神科医による相談も行っています。
精神保健福祉相談（依存症を含む）	こころの健康センター		262-3011	月・木・金 午前中（予約制） (祝日・年末年始を除く)

● 各種支援を行っている団体

● 警察の被害者支援

刑事手続や捜査状況等の情報提供、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等給付金の支給に係る手続など、犯罪被害者等の精神的・経済的被害の回復・軽減のための各種施策を行っています。
 <わしくは「静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室」まで（054-271-0110）



● 認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター

犯罪（殺人、傷害、性犯罪等）や交通事故などの被害に遭われた方やそのご家族を対象に、電話相談を始め、カウンセリングや法律相談に応じております。
 また、裁判所や検察庁、警察署、病院、役所への付添いなど、ご希望に応じた多様な支援も行なっています。
 <わしくは「認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター」まで（054-651-1011）



● 法テラス（日本司法支援センター）

犯罪被害者支援ダイヤルを設け、被害者からの様々な問合せに対応しています。さらに、弁護士による法的支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて援助制度をご案内しています。
 <わしくは「法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル」（0120-079714）または「法テラス静岡」（050-3383-5400）



● 検察庁

被害者の方が気軽に被害者相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話（FAX 可）として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けており、夜間や休日でも留守番電話や FAX での利用が可能です。
 <わしくは「静岡地方検察庁 被害者ホットライン窓口（FAX 兼用）」まで（054-252-7204）



● 静岡県弁護士会

犯罪被害者支援に精通した弁護士による法律相談（初回無料）を受け付けています。犯罪被害に関する全般的な相談、被害届や告訴に関するアドバイス、示談交渉の代理、加害者への損害賠償請求など各種支援いたします。
 <わしくは「犯罪被害者の無料法律相談 静岡県弁護士会静岡支部」まで（054-252-0008）



● 静岡県暴力追放運動推進センター

暴力追放相談委員（弁護士、少年指導委員、保護司、警察 OB）が暴力団に関する様々な相談に対応しています。（相談は無料）
 <わしくは「公益財団法人静岡県暴力追放推進センター」まで（054-283-8930）



● 静岡県性暴力被害者支援センター SORA

性犯罪・性暴力の被害に遭った方・遭っている方からの相談に対応し、必要に応じて、医療機関や弁護士会などの関係機関と連携して、被害者の心身の健康の回復を支援します。
 相談は、年齢、性別を問いません。
 <わしくは「静岡県暴力被害者支援センター SORA」まで

